

マリン・エコラベル・ジャパン(MEL)認証の取得に向けた コンサルティングのご案内

令和2年4月

水産エコラベルコンサルティング事務局

令和元年度水産庁補助事業「持続可能な水産業の認証活用加速化緊急対策事業」を活用し、
(1)株式会社アルファ水エコンサルタンツ、(2)三洋テクノマリン株式会社、(3)マリノフォーラム21-インテムコンサルティング株式会社（以下「コンサル会社」）が、新しいMEL規格に基づく認証取得に向けたコンサルティングを行うことで、各事業者様のMEL認証取得をお手伝い致します。



認証制度の詳細は
マリン・エコラベル・ジャパン協議会
HPにてご確認ください

<https://www.melj.jp/>



お申込み方法

コンサルティングをご希望の際には、別紙「**MEL 認証取得に向けたコンサルティング お申込用紙**」
をご記入の上、メールまたはFAXで次のお問合せ先（事務局）までお申し込みください。

コンサル会社のご指定がない場合は、事務局にて調整の上、担当コンサル会社よりご連絡致します。

申込先

水産エコラベルコンサルティング事務局

e-mail: meloubo@stm.co.jp

FAX :03-5545-3316

コンサルティング実施者（3グループ）

 株式会社 **アルファ水エコンサルタンツ**
Alpha Hydraulic Engineering Consultants Co.,Ltd.

<https://www.ahec.jp/>

☎ 011-662-3331 ✉ mel@ahec.jp

 **三洋テクノマリン株式会社**
SANYO TECHNO MARINE

<http://www.stm.co.jp/>

☎ 03-3666-3903 ✉ g_h30mel@stm.co.jp

一般社団法人 **マリノフォーラム21**
～21世紀の水産を拓く～

<https://www.mf21.or.jp/>

MF21（代表）連絡先 ☎ 03-6280-2791 ✉ fish-management@mf21.or.jp

INTEM
Consulting, Inc.

<https://intemjapan.co.jp/>

※ご質問やご相談は直接こちらのコンサル会社にご連絡いただいても構いません。

コンサルティングの内容

- コンサル会社が、各事業者様にお伺いし、MELのご説明、ご質問を承ります。その際、施設状況や書類の確認、事業者様へのヒアリング調査等を行います。
- 事業者様の状況を踏まえ、具体的な改善提案及び必要書類の作成・準備方法の助言等を行います。

※事業者様における費用のご負担は、基本的にはありません。（1件当たりの上限は100万円とされており、これを超える場合には、事前に事業者様にご説明します。）

お申し込みいただける事業者の方

(一社) マリン・エコラベル・ジャパン協議会が運営する、MEL 認証 (漁業 ver2.0、養殖 ver1.0、流通加工 ver2.0) を取得したい「漁業者・養殖業者 (漁業者団体等を含む)」、「流通加工等の事業者」

その他

コンサルティングの実施は 3 グループあわせて 30 件程度 の予定です。ご希望される事業者の方は、お早めにお申込ください。

採択予定数及び決定予定時期

採択予定数 : 30 件程度

決定予定時期: 決定次第順次お知らせします

※採択に当たっては、魚種、漁法、養殖方法、事業者等のバランスを考慮して決定します。

コンサルティングを受けるに当たっての注意点

- コンサル事業者は認証取得前のサポートをさせていただきますので、コンサルティング実施後の認証取得の申請については、事業者様の判断にお任せします。また、コンサルティングの実施により認証の取得を保証するものではありません。
- 本事業によるコンサルティングは、スムーズな認証取得のための課題抽出や改善のための助言を目的としております。申請書や手順書、記録類等の必要書類の作成を代行するものではありません。
- 新たな MEL 規格による認証は 2018 年度より開始されたもので、その審査の内容や手法等について、丁寧に確認する必要があること等から、コンサルティングの実施には一定の時間がかかります。
- ご希望により水産エコラベル認証審査支援システム「MuSESC」を活用することも可能です。
- また、水産庁への事業成果報告及び MEL 規格や審査体制の改善を目的として、水産庁、MEL 協議会、及び MEL の認証機関である (公財) 日本水産資源保護協会へ情報を提供することがありますが、審査においてコンサル事業者が提供した情報が認証審査に用いられることはありません。

別紙「MEL 認証取得に向けたコンサルティング 応募用紙」 ～申込みにあたっての留意事項～

- 1 魚種、1 漁法・養殖方法ごと (カツオ一本釣り漁業、ブリ小割式生簀養殖など) につき 1 件 (単位は応相談) とします。
- <漁業認証>においては、対象となる漁業種・魚種によって対応が困難な場合がありますので、事前にご相談ください。
- <養殖認証>については、魚類・貝類・甲殻類・海藻類の海面養殖及び陸上養殖のいずれかに該当する養殖を対象とします。いずれも該当しない場合は、ご相談ください。
- <CoC 認証>については、MEL 認証水産物(漁業 ver2.0 または養殖 ver1.0)を販売・加工する事業者様であることを要件とします。(自社工場や通販を含む)

